

求職活動を行う 中高年齢者の皆様へ

求職活動支援書をご活用ください！！

- ◎ 高年齢者雇用安定法により、「事業主都合による解雇等」又は「継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めた場合において、その基準に該当しなかったこと」により離職することが予定されている45歳以上65歳未満の方で、再就職を希望する方が、事業主に対して求職活動支援書の作成・交付を求めた場合は、求職活動支援書を作成・交付することが事業主に義務づけられています。
- ◎ 早期再就職のためには、自らのこれまでのキャリアを整理することが重要ですが、このキャリアの棚卸しに当たっては、事業主の持つあなたの職務経歴等の情報を活用することが効果的です。
- ◎ 「求職活動支援書」とは、上記の考え方に基づいて、離職予定者が在職中のなるべく早い時期から主体的かつ効果的に求職活動を行えるよう、職務経歴書を作成するための参考となる情報(職務経歴、職業能力等の再就職に資する事項)を事業主が提供するものです。